

輝ける環境都市における

# 道路網

輝ける環境都市は

空気、水は、いつも浄化され清く、

土中には、無数の微生物が

生き生きと活動している。

光は、あらゆる生物の生命に優しく注ぎ

緑は、天と大地の生物を健康に育てている。

人の生活は、

自然の循環作用に支えられ 調和している。

天と人と大地は、共に調和し 呼吸している。

# 或る都市の輝ける環境

(横浜市の道路網)

— 着手すれば10年で未来の環境が見えてくる —

## 輝ける環境都市になれば

道路全長の10%程度が車優先、  
その他ほとんど(90%程度)が 歩行者優先道路となっている。

交通事故件数も、事故死者数も 激減している。

人は 基本的に 駐車場間(500~1,000m)を  
自らの足をつかって 歩く。

駐車場間の道路の90%以上が歩行者優先の遊歩道。  
歩行者優先道路には 特定車両のみが低速度で進入。

[特定車両]: 緊急車両(救急、消防、パトカー)、ゴミ収集車、食料運搬車、  
宅配便車、郵便車 etc. の生活車両

老人、子供たちが安全で安心して歩いている。  
遊歩道化した道路は、ベンチ等が設けられ、  
語らい・読書・休憩している。

犬や猫も楽しく歩いている。

## ■道路の種別(計画)

(引用) 国土交通省道路局HP「道の相談室」より

道路の種類は、道路法上では 1.高速自動車国道、2.一般国道、3.都道府県道、4.市町村道の 4 つに分類されています(道路法第 3 条)。

それぞれの道路が果たす役割は、以下のとおりです。

### 1.高速自動車国道

自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡し、その他国の利害に特に重大な関係を有する道路

「車専有」

### 2.一般国道

高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断し、横断し、または循環して、都道府県庁所在地、その他政治・経済・文化上特に重要な都市を連絡するなどの道路

「車優先」  
歩道設置

### 3.都道府県道

地方的な幹線道路網を構成し、市または人口 5 千以上の町と、これらと密接な関係にある主要地・主要港・主要停車場または主要な観光地とを連絡するなどの道路

### 4.市町村道

市町村の区域内に存在する道路で、住民の生活上、その他各種道路との連絡上必要不可欠な道路

「歩行者優先」

車種特定  
速度制限

「歩道化道路」

以上のことから、それぞれの区分の基準については、「高速交通の用に供する」か、もしくは「全国的な幹線道路網を構成するもの」か、「地方的な幹線道路網を構成するもの」か、などによって区分されることとなります。

## ■ 道路別総延長(平成16年4月現在)

(引用) 国土交通省道路局HP「道の相談室」より

日本の道路の総延長は平成16年4月1日現在1,247,880.5kmです。  
詳細につきましては、「道路統計年報2005(国土交通省道路局)」をご覧ください。

日本の道路の総延長

| 道路種別    | 総延長 ※1         | 実延長※2          |
|---------|----------------|----------------|
| 高速自動車国道 | 8,869.8 km     | 7,296.0 km     |
| 一般国道    | 66,818.1 km    | 54,083.9 km    |
| 都道府県道   | 142,458.8 km   | 128,962.4 km   |
| 市町村道    | 1,029,733.8 km | 997,295.9 km   |
| 合計      | 1,247,880.5 km | 1,187,638.2 km |

190,342.3km (≒16%)  
997,295.9km (≒84%)

※1 総延長 : 道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長

※2 実延長 : 「総延長」から「重用延長※3」「未供用延長※4」「渡船延長※5」を除いた延長

※3 重用延長 : 上級の路線に重複している区間の延長

※4 未供用延長 : 路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長

※5 渡船延長 : 海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長

